

## 水質管理目標設定項目の目標値見直しについて



厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における健康影響評価等の知見等に基づき、第15回厚生科学審議会生活環境水道部会の審議を踏まえ、「水質管理目標設定項目」の一部見直しをする予定となっています。見直し内容としては、以下の通りになります。

- (1) フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)…現行「0.1mg/L以下」から「0.08mg/L以下」
- (2) 農薬類
  - ① 1,3-ジクロロプロペン(D-D)…現行「0.002mg/L以下」から「0.05mg/L以下」
  - ② オキシ銅(有機銅)…現行「0.04mg/L以下」から「0.03mg/L以下」

厚生労働省では、平成26年10月17日から平成26年11月17日までの間、見直し案に対するパブリックコメントを募集しています。

今後の予定として、平成27年4月1日施行となっています。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関として、長年の水質分析の実績がありますので、お気軽にご相談ください。

資料 平成26年10月17日付 厚生労働省ホームページ

測定技術箇所 杉田高則

